

広告掲出審査ガイドライン

令和3年3月24日
東京医師歯科医師協同組合

I 広告掲出審査の基本

1 広告主の信用性

広告掲出時点における広告主の実績、運営体制及び広告内容について、適切と判断したものを掲出する。広告主に対して、会社案内、法人登記簿謄本の写し、営業等 許可及び登録に関する証明書、契約書等、必要な書類の提出を求めることができる。

2 適切な広告表現 次に掲げる事項について、適切と判断したものを掲出する。

- (1) 関係法令、関連規程及び業界の自主基準等を遵守していること。
- (2) 公序良俗に反しないこと。
- (3) 社会倫理観から乖離しないこと。
- (4) 消費者保護の観点から適切な内容であること。
- (5) 児童及び青少年保護の観点から適切な内容であること。
- (6) 東京医師歯科医師協同組合の業務に支障又は不利益を及ぼさないこと。

II 掲出不可広告

次のいずれかに該当するものは掲出不可とする。

- (1) 人種、民族、国籍、出身地、言語、性、年齢、職業、学歴、身体的特徴、病気、思想信条等 について、侮辱的又は差別的な表現を使用しているもの、偏見を起こさせるもの、当事者の心情を損なうもの。
- (2) 殺人、自殺、暴力、とばく、麻薬、人身売買、売春、買春等の行為を肯定、示唆、助長、美化し、人命を軽視しているもの、人間の尊厳を傷つけているもの。
- (3) プライバシーを侵害していると認められるもの。
- (4) 個人のパブリシティ権を侵害するもの。
- (5) 特定の個人や団体への誹謗中傷等により、名誉又は信用を傷つけるもの、業務妨害となるおそれがあるもの。
- (6) 公序良俗を乱す表現のあるもの。
- (7) 投機や射幸心を煽るもの。
- (8) 政治問題、宗教問題、係争中の問題、社会問題、労働問題などで係争化が予想されるもの。
- (9) 選挙活動に関するもの。
- (10) 求人広告に関するもの。

- (11) セミナーなどの集客、顧客リストの作成を目的としたもの。
- (12) 鎖販売取引（いわゆる「マルチ商法」）やネットワークビジネスに関するもの。
- (13) 投資（FX や株式投資など）に関するもの。
- (14) 金融（住宅ローン、自動車ローンや消費者金融）に関するもの。
- (15) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法及び特定商取引に関する法律等の諸法令並びに業界ごとに定められている公正競争規約及び自主規制等、関連法規に抵触するおそれのあるもの。
- (16) 事実と異なり、著しく優良又は有利であるかのような、虚偽、不正確な表現であるもの。
- (17) 実際に販売していないものを示すことにより顧客を誘引することを目的とする、いわゆる「おとり広告」。
- (18) 官公庁や公的機関が公認又は推薦しているかのような表現で、事実と異なるもの。
- (19) 品質、技能等について受賞しているかのような表現 又は将来の利益を保証するかのような表現で、公的機関又は公正な 第三者機関の客観的な根拠がないもの。
- (20) 数値、率等を表記するもの、「新型」、「最新」等と表記しているもので、公的機関又は公正な第三者機関の客観的な根拠がないもの。
- (21) 商品が中古品、キズ物又は不良品であるのに、その事項を表記していないもの。
- (22) 掲出前に東京医師歯科医師協同組合による広告審査の承認を得ていないもの。
- (23) 東京医師歯科医師協同組合の会員が経営に携わっている企業のもの。
- (24) その他、東京医師歯科医師協同組合が不適切と判断したもの。

Ⅲ 事前打診が必要な広告

次のいずれかに該当するものは広告審査とは別に、事前に掲出の打診及び許可を必要とする。

- (1) 広告主が次のいずれかに該当するもの
 - ① 有限会社
 - ② 個人事業主
 - ③ 資本金が 1 億円以下
 - ④ 会社設立 10 年以下
- (2) 占い・運勢鑑定、加持祈祷等の広告
- (3) 特定の宗教団体による広告
お墓や結婚式場の教会など、社会通念上浸透しているものについては事前打診不要
- (4) 健康食品
- (5) 医療用品
- (6) 東京医師歯科医師協同組合が行っている斡旋、販売・代理店業務と関連し、影響が考えられる商品や企業

IV 表示に関する共通規制

1 重要表記事項及び広告内容の明瞭性

- (1) 原則として、登録をしている正式な広告主名称、所在地及び電話番号を表記する。ただし、表現上の理由により省略する場合は、業種や広告内容を検討の上、次のいずれかの表記を可とする。
 - ① 広告主名の代わりに一般的に認知されている通称、商標又は商品名を表記しているもの
 - ② 所在地として住所の代わりに URL を表記しているもの
 - ③ 電話番号の代わりに URL を表記しているもの
- (2) クレジット、注意文字、マナー文字及び啓発文言の表記は、大きさ、色彩等に注意し、見やすい場所に明瞭に表記する。
- (3) 広告内容は正確でわかりやすいこととし、誤認を与えるものは掲出できない。

2 虚偽又は誇大な表現により、誤認期待を与える表現

3 最高、最大等の断定的表現

- (1) 公的機関又は公正で第三者機関の客観的な根拠の裏づけがない広告は掲出不可とする。
- (2) 医薬品、不動産等の広告は、公正競争規約等により全く使用できない表現もあるので注意する。
- (3) 掲出期間が長期にわたる広告には、「〇年〇月現在」等の根拠の調査時期を表記する。

4 比較広告

- (1) 比較広告は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。
 - ① 比較広告で主張する内容が、公的機関又は公正な第三者機関により客観的に実証されていること。
 - ② 実証されている数値や事実が、正確かつ適正に引用されていること。
 - ③ 比較の方法が公正であること。
- (2) 他者を誹謗中傷している表現は掲出不可とする。

5 景品、商品及び懸賞に関する表現

- (1) 独占禁止法、景品表示法、個人情報保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。及び公正競争規約等を遵守する。
- (2) 医薬品は、景品又は賞品として提供することはできない。
- (3) 「無料進呈」の表記は、事実に基づいていなければ不可とする。
- (4) 景品を提供する広告には、次に掲げる事項を表記する。ただし、ア以外の事項につい

ては、広告スペース上の理由により省略することができる。その場合、「詳細はお問合わせください」などの注意文字を表記する。

- ①広告主名、所在地及び電話番号
- ②提供時期、提供場所及び提供方法
- ③内容、数量、条件等
- ④個人情報の取扱いに関する事項

以上